所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．企業年金基金の名称　エア・ウォーター企業年金基金

２．事務所の所在地　大阪府大阪市中央区南船場２丁目12番８号

３．実施事業所の名称及び所在地　エア・ウォーター株式会社　大阪府大阪市北区大深町５番54号グランフロント大阪南館パークタワー13階、エア・ウォーター・デジタル株式会社　大阪府摂津市千里丘新町３番50号、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社　札幌市中央区北三条西３丁目１番地６、エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社　札幌市豊平区月寒東二条16丁目１番６号、共同炭酸株式会社　北海道室蘭市本輪西町１丁目１番７号、エア・ウォーター北海道株式会社　札幌市中央区北八条西13丁目18番地21、エア・ウォーター・サービス株式会社　札幌市中央区北二条西１丁目１番地、エア・ウォーター東日本株式会社　東京都港区虎ノ門３丁目18番19号、エア・ウォーター健康保険組合　札幌市中央区南二条東１丁目１―14、エア・ウォーター・リアライズ株式会社　東京都中央区京橋１丁目12番２号、エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社　大阪府堺市西区築港新町２丁６番地40

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

５．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

６．解散認可年月日　令和８年４月９日

令和８年４月23日

大阪府大阪市中央区南船場２丁目12番８号
エア・ウォーター企業年金基金
理事長　堤　　宏記

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報
　掲載の日付　令和七年七月十五日
　掲載頁　九十六頁（号外第一六二号）

（乙）掲載官報
　掲載の日付　令和八年二月二十五日
　掲載頁　八十八頁（号外第三十八号）

令和八年四月二十三日

東京都江東区新木場一丁目七番六号
（甲）北三株式会社
代表取締役　尾山　信一

徳島市末広三丁目一番一〇号
（乙）株式会社大平商会
代表取締役　樽井　康弘